

特定化学物質等障害予防規則について

本規則で規定された物質を取り扱う場合、事業者の責務として、囲い式の局所排気装置（ヒュームフード・ドラフトチャンバー等）を設置する必要があります。

■局所排気装置等の稼働に関する規定

● 囲い式の局所排気装置（フード）で対象物質（下表参照）を取り扱う場合は、下記の要件を満たすように稼働させる必要があります。

① 規制欄に数値のある物質については、フードの外側における物質の濃度が、定められた値を常態として超えないようにする。

② 規制欄に『制御風速』と表記のある物質については、フードのサッシ開口面の最小制御風速は、

- ガス状のとき：0.5m/s
 - 粒子状のとき：1.0m/s
- となるようにする。

第一類物質			第二類物質			第三類物質		
物質名	局所排気に関する規制	物質名	局所排気に関する規制	物質名	局所排気に関する規制			
1	ジクロロベンジンおよびその塩	制御風速	20	臭化メチル	管理濃度 1ppm			
2	アルファーナフチルアミンおよびその塩	制御風速	21	重クロム酸およびその塩	管理濃度 クロムとして0.05mg/m ³			
3	塩素化ビフェニル（別名PCB）	管理濃度 0.01mg/m ³	22	水銀及びその無機化合物	管理濃度 水銀として0.025mg/m ³			
4	オルトトリジンおよびその塩	制御風速	22の2	スチレン	管理濃度 20ppm			
5	ジアニジンおよびその塩	制御風速	22の3	1・1・2・2-テトラクロロエタン	管理濃度 1ppm			
6	ベリリウムおよびその化合物	管理濃度 0.001mg/m ³	22の4	テトラクロロエチレン	管理濃度 25ppm			
7	ベンゾトリクロリド	0.05ppm	22の5	トリクロロエチレン	管理濃度 10ppm			
8	1から6までに掲げる物質をその重量1%をこえて含有し、また7に掲げる物質をその重量0.5%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあたっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限り）		23	トリレンジイソシアネート	管理濃度 0.005ppm			
			23の2	ナフタレン	10ppm			
			23の3	ニッケル化合物	管理濃度 ニッケルとして0.1mg/m ³			
			24	ニッケルカルボニル	管理濃度 0.001ppm			
			25	ニトログリコール	管理濃度 0.05ppm			
			26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	制御風速			
			27	パラ-ニトロクロロベンゼン	管理濃度 0.6mg/m ³			
			27の2	砒素およびその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）	管理濃度 砒素として0.003mg/m ³			
			28	弗化水素	管理濃度 0.5ppm			
			29	ベータ-プロピオラクトン	管理濃度 0.5ppm			
			30	ベンゼン	管理濃度 1ppm			
			31	ペンタクロロフェノール（別名PCB）及びそのナトリウム	管理濃度 ペンタクロロフェノールとして0.5mg/m ³			
			31の2	ホルムアルデヒド	管理濃度 0.1ppm			
			32	マゼンタ	制御風速			
			33	マンガン及びその化合物	管理濃度 0.2mg/m ³			
			33の2	メチルイソブチルケトン	管理濃度 20ppm			
			34	沃（よう）化メチル	管理濃度 2ppm			
			34-2	リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）	5μm以上の繊維として0.3本/cm ³			
			35	硫化水素	管理濃度 1ppm			
			36	硫化ジメチル	管理濃度 0.1ppm			
			37	1～36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	管理濃度 1ppm			
			1	アンモニア				
			2	一酸化炭素				
			3	塩化水素				
			4	硝酸				
			5	二酸化硫黄				
			6	フェノール				
			7	ホスゲン				
			8	硫酸				
			9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの				

※表の値は、温度25℃、1気圧の空気1m³あたりに占める当該物の重量又は容積を表しています。

■管理

局所排気装置は、1年以内ごとに1回、定期的に自主検査を行う必要があります。